

# 税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

**客層拡大** 作業服、安全靴のワークマンが2年前にワークマンプラスを出店しました。今の1700アイテムのうち、320アイテムを選び、アウトドアブランド風の店を作り、アウトドア、スポーツ、レインウェアの専門店として、製品は変えずに、見せ方を変えることで客層を拡大しています。低価格なのにプロが認める機能性、レインウェアも集中豪雨、普通の豪雨、普通の雨、霧雨までそれぞれに対応する企画など。これを支えるのがデータ経営。全員参加型の経営改革です。AIではプロセスが不明なのでエクセルでデータを整理し、自分で考え、自分で実験し、改革しています。(ワークマン専務取締役土屋哲雄氏、日経クロストレンド)

## ヒントヒント

### 税務 ミニガイド

印紙税の課税文書の作成者が、所定の額面の収入印紙を添付していなかった場合には、印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（自主的に不納付を申し出たときは1.1倍に軽減）の過怠税が、添付した印紙に消印をしなかった場合には、印紙税の額面に相当する金額の過怠税が徴収されます。



## 仕入控除税額の計算方法

長野市役所のHPより引用

### □仕入控除税額の計算方法

仕入控除税額（課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額）の計算方法については、簡易課税制度の場合を除いて、その課税期間中の課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合と、課税期間中の課税売上高が5億円超または課税売上割合が95%未満である場合によって異なることがあります。

### □課税売上高5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができます。

なお、課税期間中の課税売上高の判定に当たって課税期間が1年未満の場合には、課税売上高を、その課税期間の月数で除して、これに12を乗じて算出した金額（年換算額）で判定します。

### □課税売上高が5億円超または課税売上割合が95%未満である場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税売上げに対応する部分のみを控除することができます。

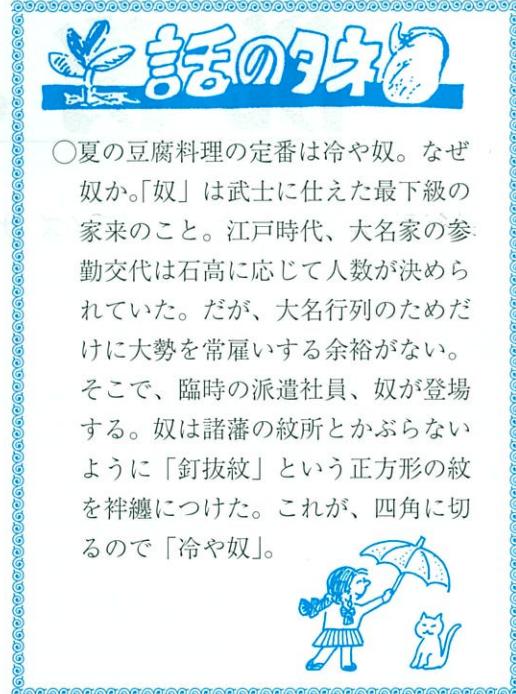
課税売上げに対応する部分は、個別対応方式または一括比例配分方式のいずれかの方式によって計算します。

### □個別対応方式

その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額について、

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ② 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ③ 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの

に区分して、「①+③×課税売上割合」を仕入控



除税額とします。

なお、課税売上割合に代えて、所轄税務署長の承認を受けた課税売上割合に準ずる割合を用いることもできます。

### □一括比例配分方式

その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額について、「課税仕入れ等に係る消費税額×課税売上割合」を仕入控除税額とします。

なお、一括比例配分方式の場合は、課税売上割合に準ずる割合は適用できません。

### □方式の選択

個別対応方式と一括比例配分方式は任意に選択することができますが、一括比例配分方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできません。

### □課税売上割合

課税売上割合は、「課税期間中の課税売上高(税抜) ÷ 課税期間中の総売上高(税抜)」で計算します。

総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額（課税売上高、輸出による免税売上高、非課税売上高の合計額）で、不課税取引に係る売上高は含みません。

## 税務関係書類における 押印義務の見直し

各省庁では、規制改革推進会議が提示する基準の見直しを踏まえて大きく4つのケースにおいて押印を廃止することとされる閣議決定がされました。今回はこの件と、とくに税務関係処理の見直しをまとめてみます。

**1.4つのケース** ①法令の条文、省令・告示の様式のいずれにも押印を求める根拠がないもの。②省令・告示の様式のみに押印欄がある手続でも、登記印・登録印を求めていたなど特段の事情がないもの。③合理的な理由があって登記印・登録印を求めていたものでも、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的な理由が認められないもの。④他の手段により押印が求められる趣旨を代替可能なもの。以上が基本的考え方です。

### 2.税務関係書類の押印義務の見直し

#### ナマの税務相談室

**Q** 昨今は新型コロナ感染による被災者対策で全世界は大変な世相です。ところでお目出たい話に絡むご相談に参りました。

**A** どうぞどうぞ。今時暗い話が多く明るい話題に飢えていたところですよ。

**Q** 早速ですが両親がこの5月に金婚式のお祝いに子供たちが寄り集まりました。その時長男が父に向かって母に配偶者控除特例の贈与を実行すべきと直言致しました。

**A** それはよく言いましたね。頑固な父上は如何に答えましたか？

**Q** 意外と素直に実は贈与のタイミングを計っていたとすんなりOK致しました。善は急げと早速父母の実印と父の居宅敷地の権利書を預かり贈与登記の手続きを知り合いの司法書士にお願い致しました。

**A** 予定課税価格2,050万円ですね。グーですね。

**(1)国税通則法による原則** 納税者等の押印をしなければならないこととされている国税関係書類及び地方税関係書類については、原則として、押印義務が廃止されます。

**(2)例外** ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類は押印が必要です。②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類は押印が必要です。

**3.適用関係・留意点・実務** この改正は、令和3年4月1日以後に提出する国税関係書類及び地方税関係書類について適用されます。

従って、この改正の趣旨を踏まえて、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても運用上、押印がなくても改めて求めないこととします。実務上は全国税務署窓口においても、本件見直しの対象となる税務関係書類は、押印がなくとも改めて求めないこととしています。なお、税理士等が行う税務関係書類の押印義務も廃止されていますが、署名義務は存続しますので、留意して下さい。

#### 金婚式を迎えた 老夫婦税物語

**Q** 実はその時母親が申すには私は父さんより病弱だから私が申告前に万一の場合どうなるのか心配だわと漏らしました。

**A** お母さんのご心配は的を射ていますね。申告のポイントは贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその土地や家屋に実際に居住しその後も引き続いて居住する見込みであることが要件です。

**Q** 母は来年3月15日まで生きることが条件かと言っていますが。

**A** ここでいう3月15日は居住の用に供する場合の最終期限です。ご夫妻の婚姻期間が20年以上であること。戸籍の謄本または抄本及び戸籍の附表の写しを準備し、当該贈与を受けた者が不動産を取得した登記事項証明書等が必要書類です。

要件具備ならば課税価格から2,000万円が控除されます。

#### ナマの税務相談室

## 異なる課税方式選択のための手続きの簡素化

**上** 場株式等の配当所得の課税方式には、①総合課税、②申告分離課税、③申告不要制度があります。この課税方式の選択における所得税と個人住民税での関係について、平成29年度の地方税法の改正で、解釈の確認と言える規定が設けられました。即ち、上場株式等の配当所得や源泉徴収選択口座内の譲渡所得等について、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できる事が明確化されました。

**し** かし、所得税の確定申告書の住民税に係る記載欄には、住民税での課税方式の選択欄がありません。従って、所得税と住民税で、異なる課税方式を選択する場合には、個人住民税納税通知書送達日

(5月下旬頃) 前に、所得税とは異なる課税方式選択の旨を伝える申告書等の提出が必要でした。

**課** 税総所得金額が1,000万円以下の場合(上場株式等の譲渡損失なし)であれば、所得税では総合課税、個人住民税では申告分離課税又は申告不要制度を選択するパターンが一般的には有利です。

**ち** なみに、後期高齢者保険料や国民健康保険料の負担も、個人住民税に係る申告による所得をその料額計算の基礎としていますので、課税方式の選択の効果はここにも及びます。

**な** お、平成の終わり頃、この課税方式選択に係る住民税額や保険料額の長期に亘

る決定誤りがあったと公表する自治体が続出していました。これを承けて、日本税理士会連合会は2019年7月22日提出の「税制改正建議書」の中で、「上場株式等の配当所得等に關し、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告手続を簡素化すること」を申入れました。今年の税制改正大綱では、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加する、とされ、税理士会の要望が実現しています。

**今** 和3年分からの所得税の確定申告書作成では、住民税欄の附記事項記載に要注意です。

木を切り倒すのに6時間与えられたら  
私は最初の4時間を  
斧を研ぐのに費やす。

(エイブラハム・リンカーン)



芒種5日、夏至21日。  
起が良いということです。  
され、子供の独立立ちに縁  
折り数えると6で小指が立  
つことから「子が立つ」と  
に水を張る必要があるので、  
水の月となつたようです。  
習い事を始めるのは6月  
6日が良いといいます。指  
(田植かな実)  
「無」は「の」に当たる連  
体助詞。田植えが済み、田  
植かなか実

### 6月の税務メモ

- (国 稅)—
- 5月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
  - 所得税の予定納税額の通知(税務署長より)
  - 4月決算法人の確定申告
  - 10月決算法人の中間(予定)申告

- (地方税)—
- |     |   |
|-----|---|
| 10日 | ○5月分個人住民税特別徴収分の納付   |
| 15日 |   |
| 30日 | ○4月決算法人の確定申告<br>○10月決算法人の中間(予定)申告<br>○個人住民税の普通徴収第1期分納付(条例による) |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。